

## 遺留分制度の概要と減殺請求の方法

### 1. 遺留分制度の趣旨

亡くなった人（被相続人）が相続人以外の人に全財産を贈与や遺贈をした場合や、特定の相続人に全財産を贈与や遺贈した場合には、相続人のなかで被相続人の財産を取得することができない人が生ずる可能性があります。このような場合、被相続人の財産を取得できなかった相続人は生活に支障をきたすおそれがありますし、被相続人の財産の形成に相続人が協力してきたことへの配慮に欠けるという問題もあります。以上の点を考慮して、民法では、被相続人の財産のうち、相続人が最低限取得することができる割合を保障しています。これが遺留分です。

### 2. 遺留分権利者と遺留分の割合

遺留分が認められる人（遺留分権利者）は、兄弟姉妹以外の相続人です。兄弟姉妹は、たとえ相続人になったとしても遺留分がありません。父母や祖父母といった直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の3分の1が遺留分権利者（直系尊属の相続人）全体の遺留分となります。その他の場合の遺留分は2分の1です（民法1028条）。

遺留分権利者が複数いる場合、全体としての遺留分の割合に、それぞれの法定相続分を掛けたものが、その相続人の遺留分の割合になります（同1044条、900条）。例えば相続人が配偶者と子2人の場合、配偶者の遺留分は4分の1（ $=1/2 \times 1/2$ ）、子1人当たりの遺留分は8分の1（ $=1/2 \times 1/2 \times 1/2$ ）です。

### 3. 遺留分の算定の基礎となる財産の価額

遺留分の算定の基礎となる財産の価額は、次の算式により計算します（同1029条）。

$$\text{(算式)} \text{①被相続人が相続開始時に有していた財産の価額(相続時の時価)} + \text{②贈与した財産の価額(相続時の時価)} - \text{③被相続人の債務の全額}$$

②の「贈与した財産」とは、相続開始前1年間に贈与した財産と、相続開始の1年より前に贈与した財産でその贈与が当事者の双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って行われたものが該当します（同1030条）。さらに、相続人のうちに、婚姻もしくは養子縁組のため、又は、生計の資本として贈与、すなわち特別受益に当たる贈与を受けた者（特別受益者）がいる場合は、その贈与が相続開始前1年内に行われたか否かにかかわらず、その特別受益たる財産の価額は遺留分の算定対象とされます（最高

裁平成10年3月24日判決、同1044条、903条）。学説上、この「生計の資本としての贈与」はかなり広い意味に解されており、生計の基礎として役立つような贈与は一切これに含まれ、相当額の贈与は、特別な事情がないかぎり、全てこの特別受益とみて差し支えないと解されています。

なお、遺留分の算定対象とされる被相続人が贈与した財産の価額は、贈与後にその財産の滅失（売買・贈与による経済的滅失も含む）や使用、修繕、改良等により価額の増減があった場合でも、相続開始時に現状のままであるものとみなされ、相続時の時価で評価されます（同1029条、1044条、904条）。

### 4. 遺留分の減殺請求の方法

遺留分権利者及びその相続人等の承継人は、遺留分を保全する限度で、減殺請求ができます（同1031条）。この場合の減殺請求の相手方は遺留分を侵害する者で、具体的には遺言により相続分の指定を受けた相続人（同902条）、包括遺贈あるいは特定遺贈を受けた受遺者（同964条）、被相続人の生前に贈与を受けた受贈者（同1030条）等が該当します。

遺留分の減殺請求は、遺留分を侵害する者に対して意思表示をすれば、書面でも口頭でもかまいません。実務上は遺留分を侵害する者に対し、内容証明郵便により通知を行うことが一般的です。なお、相続人間でこの減殺請求を行うことは、相続争いの原因となります。次世代への財産承継を検討する際には、遺留分を考慮した財産配分を心がけるべきです。

贈与の減殺は、遺贈の減殺後でなければできません（同1033条）。これは、贈与が贈与者と受贈者間の契約として締結され、契約により得られた受贈者の利益は遺贈よりも保護される必要があるためです。複数の贈与につき遺留分の減殺請求があった場合には、新しい贈与から先に減殺し、順次古い贈与にさかのぼって減殺が行われます（同1035条）。

### 5. 遺留分の減殺請求権の期間の制限

遺留分の減殺請求権は、相続が開始し、その相続手続の中に減殺すべき贈与又は遺贈があることを知った時から1年以内に意思表示しない場合は、時効により消滅します。

さらに、相続の開始の時から10年間を経過した場合においても、遺留分の減殺請求権は時効により消滅します（同1042条）。